

(参考様式8)

デイサービスセンタードゥハーベスト
指定通所介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社ハーベストラ이프が開設するデイサービスセンタードゥハーベスト（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所が要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(運営の方針)

- 第3条 事業所において提供する事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 ご利用者の人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、ご利用者及びそのご家族のニーズを的確にとらえ、個別に通所介護計画を作成することにより、ご利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
 - 3 ご利用者又はそのご家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
 - 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
 - 5 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
 - 6 居宅サービス計画書が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護を提供する。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンタードゥハーベスト
- (2) 所在地 静岡県三島市中田町551

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所介護の提供に当たるものとする。

- (2) 生活相談員 1人以上

生活相談員は、ご利用者及びご家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業所等他機関との連携において必要な役割を行う。

- (3) 看護従事者 1人以上

看護従事者は、健康チェック等を行うことによりご利用者の健康状態を的確に把握するとともに、ご利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

- (4) 介護従事者 6人以上

介護従事者は、指定通所介護において、ご利用者の心身の状況を的確に把握するとともに、日常生活上の必要な介助など援助を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、ご利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 40人（1日に指定通所介護のサービスを提供する定員）

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

但し、12月31日～ 1月 3日は休日とする。

- (2) 営業時間 8時15分から17時15分までとする。

但し、延長利用時、最大で18時05分までとする。

(延長利用時間 16:05～18:05)

- (3) サービス提供時間 9時05分から16時05分までとする。(1単位)

(通所介護の内容及び利用料等)

第8条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その一部負担割合の額とする。

- (1) 保険給付サービス（食事、排泄、入浴、着替えなどの介助、健康管理、機能訓練、送迎サービス、入浴サービス、相談・援助など）については、要介護度に応じて包括的に提供され、その利用料の額は、重要事項説明書のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、一部負担割合に応じて自己負担となる。

- (2) 保険対象外サービス（食事提供、営業時間外サービス提供、その他個人消耗品など）については重要事項説明書に従い、利用に応じて自己負担となる。

- (3) 事業所は、サービス提供にあたっては、ご利用者及びそのご家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、ご利用者の同意を得る。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第9条 ご利用者は指定通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 1 サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- 2 機能訓練室での設備等の使用の際においては従業者の指示において行う。
- 3 喫煙については、所定の場所で行う。
- 4 その他、サービスの利用にあたって身体の安全に留意し、従業者の指示、助言の必要な場合は、それに従う。

（事故発生時における対応方法）

第10条 事業者は、ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかにご利用者のご家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し再発を防ぐ為の対策を講ずる。
- 3 事業者は、ご利用者に対するサービス提供により発生した事故等により、ご利用者の生命、身体、財産等に被害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償する。但し、事業者の故意又は過失によらない場合は、この限りではない。

（損害賠償保険への加入）

第11条 本事業者は、下記の損害賠償保険に加入とする。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社） 財団法人 介護労働安定センター
保険名	介護事業者賠償責任補償

（緊急時等における対応方法）

第12条 ご利用者の健康管理に関すること、病状の急変などが生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、協力医療機関やご家族と相談のうえ、速やかに適切な措置を講ずる。

- 2 非常災害・不慮の事故などが生じたときは、直ちに関係機関・協力医療機関に連絡し、指示のもと速やかに対応する。災害によっては、従業者を緊急召集し、ご利用者の安全を第一に行動する。同時にご家族に連絡する。
- 3 事業所は、指定通所介護の提供にあたっては、当該ご利用者等の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないものとする。
- 4 事業所は、前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（通常の事業の実施地域）

第13条 通常の事業の実施地域は、三島市・清水町・長泉町の区域とする。

（虐待防止に関する留意事項）

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所介護従事者又は養護者（ご利用者のご家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村等に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第15条 事業所は、介護従事者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

3 従業者であった者に、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業者は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密、個人情報について、予め文書によりご利用者又はそのご家族の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができるものとする。

5 この規程に定める事項のほかについては、ご利用者又はそのご家族、有限会社ハーベストライフ又は事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年11月01日から施行する。

この規程は、平成24年04月01日から施行する。

この規程は、平成24年10月01日から施行する。

この規程は、平成25年08月01日から施行する。

この規程は、平成26年04月01日から施行する。

この規程は、平成27年04月01日から施行する。

この規程は、平成29年10月01日から施行する。

この規程は、平成30年04月01日から施行する。

この規程は、令和03年12月01日から施行する。